

千代田区国土強靱化地域計画（素案）に対するご意見と区の考え方

| NO | 頁   | 該当箇所  | 意見提出者の区分         | 意見概要   | 区の考え方   |
|----|-----|---|------------------|--|---|
| 1  | P32 | 第4章 強靱化に向けた取組<br>2-3 想定を越える多数かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱                 | 1. 区内に住所を有する方    | <p>災害時の帰宅困難者は60万人近くに上るのに対して、帰宅困難者の避難施設としては民間だけで110施設4万人強で1割未満しか対処できていない。「2-3 想定を越える多数かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱」への取組みとして</p> <p>○帰宅困難者等一時受入施設の確保 「帰宅困難者の発生を抑制できるよう日頃から事業者等へ建物内に留まることを呼びかけるとともに、来街者など留まるべき建物がない者が一時避難できるよう民間施設を確保する」等の記載があるが、民間に頼る前に、まず区、ないし国や都が区内に保有する施設等を帰宅困難者等のためにも最大限活用すべく計画し、被災時の実効性を担保するための災害訓練等の施策を考えるべきである。</p> <p>すでに一部記載はあるが、千代田区国土強靱化地域計画においても、まず現在の防災対策状況を積極的に発信することを盛り込むと同時に、その実効性を担保するために、行政だけでなく企業や学校等を含め、通勤・通学者・一時来訪者・買い物客等の観点、通勤通学時や夜間の対応要員も考慮した防災計画の策定と浸透、被災訓練の策定と実施、その結果の発信と改善点の組み込み等のPDCAサイクルでの運営をお願いしたい。</p> | <p>帰宅困難者対策については区としても重要課題と捉え、これまで様々な対策に取り組んでおりますが、行政機関のみの対応では限界があるため、区内の団体や企業等との連携も最大限活用してリスクに対応して参ります。防災対策の積極的な発信等、取組に関する具体的なご意見・ご提案については、区の防災事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p> |
| 2  | P13 | 第3章 脆弱性の評価<br>2-2 救助・救急・医療活動等の施設・関係者の絶対的不足、インフラの長期途絶等による機能の麻痺 | 5. 計画等に利害関係を有する方 | <p>東京都国土強靱化地域計画では推進方針として自立分散型エネルギーの利用拡大、千代田区地域防災計画では震災対策編にコージェネレーションシステムの導入等による電源の多重化等があげられている。これらの関連する計画を踏まえて、平時から自立分散型エネルギーによる電源の多重化に取り組むことにより電力供給が途絶した場合でも必要な機能を確保し、強靱な都市づくりに貢献する視点から以下のとおり変更を提案する。</p> <p>○エネルギー供給が途絶した場合も、医療施設や救護所等の機能を可能な限り維持するため、非常用発電機の整備や燃料の確保を推進する必要がある。</p> <p><b>【変更案】</b><br/>○エネルギー供給が途絶した場合も、医療施設や救護所等の機能を可能な限り維持するため、非常用発電機の整備や燃料の確保のほか、平時から自立分散型エネルギーによる電源の多重化を推進する必要がある。</p>   | <p>これまでインフラの途絶等の事態に備え、非常用発電機の整備等を始めた電源の確保に努めて参りました。既に、自立分散型電源（コージェネレーションシステム等）の導入を果たしている施設もございますが、施設個々の建物規模等により自立分散型電源の導入の可否が異なることから、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>           |
| 3  | P15 | 第3章 脆弱性の評価<br>3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                   | (No. 2に同じ)       | <p>○災害時の拠点となる本庁舎や避難所等、区有施設の耐震性の向上や安全を確保するため、適切な維持管理や改築・改修を計画的に実施する必要がある。</p> <p><b>【変更案】</b><br/>○災害時の拠点となる本庁舎や避難所等、区有施設の耐震性の向上や安全を確保するとともに、平時から自立分散型エネルギーによる電源の多重化に向けて、適切な維持管理や改築・改修を計画的に実施する必要がある。</p>   | <p>これまでインフラの途絶等の事態に備え、非常用発電機の整備等を始めた電源の確保に努めて参りました。既に、自立分散型電源（コージェネレーションシステム等）の導入を果たしている施設もございますが、施設個々の建物規模等により自立分散型電源の導入の可否が異なることから、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>           |

| NO | 頁   | 該当箇所   | 意見提出者の区分  | 意見概要  | 区の考え方  |
|----|-----|--|-----------|---|--|
| 4  | P15 | 第3章 脆弱性の評価<br>3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                      | (NO.2に同じ) | <p>○災害が発生した際、区は災害対応の主体として重要な役割を担うため、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、事業継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要である。また、訓練等により、職員のリスク管理・危機管理力向上の取組を強化する必要がある。</p> <p><b>【変更案】</b><br/>○災害が発生した際、区は災害対応の主体として重要な役割を担うため、資源（人、物、情報エネルギー等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、事業継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要である。また、訓練等により、職員のリスク管理・危機管理力向上の取組を強化する必要がある。</p> | 区は災害対応の主体として重要な役割を担うため、エネルギーの制約下においても業務の継続性を確保することが必要です。そのため、「物」の制約には物資としてのエネルギーの制約も含むものとして考えております。  |
| 5  | P16 | 第3章 脆弱性の評価<br>4-1 災害対応に必要な情報通信の麻痺・長期停止                           | (NO.2に同じ) | <p>○災害発生時の情報通信機能を維持するため、非常用バッテリーや発電設備等の資機材の整備・管理が必要である。</p> <p><b>【変更案】</b><br/>○災害発生時の情報通信機能を維持するため、平時から自立分散型エネルギーによる電源の多重化を推進するとともに、非常用バッテリーや発電設備等の資機材の整備・管理が必要である。</p>   | これまでインフラの途絶等の事態に備え、非常用発電機の整備等を始めた電源の確保に努めて参りました。既に、自立分散型電源（コージェネレーションシステム等）の導入を果たしている施設もございますが、施設個々の建物規模等により自立分散型電源の導入の可否が異なることから、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。 |
| 6  | P30 | 第4章 強靱化に向けた取組<br>2-2 救助・救急・医療活動等の施設・関係者の絶対的不足、インフラの長期途絶等による機能の麻痺 | (NO.2に同じ) | <p><b>【追加】</b><br/>○エネルギー供給途絶への対策<br/>エネルギー供給が途絶した場合に、医療施設や救護所等の機能を可能な限り維持するため、非常用発電機の整備や燃料の確保のほか、中圧導管からの都市ガスによるコージェネレーションシステム等の導入による電源の多重化を推進する。</p>   | これまでインフラの途絶等の事態に備え、非常用発電機の整備等を始めた電源の確保に努めて参りました。既に、自立分散型電源（コージェネレーションシステム等）の導入を果たしている施設もございますが、施設個々の建物規模等により自立分散型電源の導入の可否が異なることから、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。 |
| 7  | P36 | 第4章 強靱化に向けた取組<br>3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                   | (NO.2に同じ) | <p>○電気、水、食料等の確保<br/>停電となる事態に対応できるよう、本庁舎や避難所の非常用発電機とその燃料について必要量を検討し、確保しておく。また、区有施設の利用者や職員等のための水、食料等を備蓄しておく。</p> <p><b>【変更案】</b><br/>○電気、水、食料等の確保<br/>停電となる事態に対応できるよう、本庁舎や避難所において、中圧導管からの都市ガスによるコージェネレーションシステムの導入等による電源の多重化を推進するとともに、非常用発電機とその燃料について必要量を検討し、確保しておく。また、区有施設の利用者や職員等のための水、食料等を備蓄しておく。</p>                                   | これまでインフラの途絶等の事態に備え、非常用発電機の整備等を始めた電源の確保に努めて参りました。既に、自立分散型電源（コージェネレーションシステム等）の導入を果たしている施設もございますが、施設個々の建物規模等により自立分散型電源の導入の可否が異なることから、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。 |

| NO | 頁   | 該当箇所   | 意見提出者の区分     | 意見概要   | 区の考え方  |
|----|-----|--|--------------|--|--|
| 8  | P37 | 第4章 強靱化に向けた取組<br>4-1 災害対応に必要な情報通信の麻痺・長期停止                | (NO.2に同じ)    | <p>【追加】</p> <p>○エネルギー供給途絶への対策<br/>エネルギー供給が途絶した場合に、情報通信機能を維持するため、中圧導管からの都市ガスによるコージェネレーションシステム等の導入による電源の多重化を推進するとともに、非常用バッテリーや発電設備等の資機材の整備・管理を実施する。</p>  | <p>これまでインフラの途絶等の事態に備え、非常用発電機の整備等をはじめとした電源の確保に努めて参りました。既に、自立分散型電源（コージェネレーションシステム等）の導入を果たしている施設もございますが、施設個々の建物規模等により自立分散型電源の導入の可否が異なることから、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p> |
| 9  | P45 | 第4章 強靱化に向けた取組<br>4-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | (NO.2に同じ)    | <p>○避難所運営協議会の開催等<br/>避難所では、区民の安定的な避難生活の確保及び円滑な管理運営が行われることが必要であるため、避難所ごとに設置した避難所運営協議会を開催し、マニュアルの見直しや役割分担の再確認などを行う。また、各避難所で3日間を過ごせるだけの食糧や生活必需品、医薬品などの整備に加えて、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、学校等の施設利用者のための備蓄物資を整備するとともに避難所の快適性向上のため冷暖房設備等の整備を推進する。</p> <p>【変更案】</p> <p>○避難所運営協議会の開催等<br/>避難所では、区民の安定的な避難生活の確保及び円滑な管理運営が行われることが必要であるため、避難所ごとに設置した避難所運営協議会を開催し、マニュアルの見直しや役割分担の再確認などを行う。また、各避難所で3日間を過ごせるだけの食糧や生活必需品、医薬品などの整備に加えて、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、学校等の施設利用者のための備蓄物資を整備するとともに避難所の快適性向上のため電力供給が途絶した場合でも運転可能な冷暖房設備等の整備を推進する。</p> | <p>区は、災害時における燃料等の優先供給や、給電車両の提供に関する協定を締結するなど、避難所の停電対策に努めているところです。今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>   |
| 10 | P10 | 第3章 脆弱性の評価<br>1-1 建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生                 | 1.区内に住所を有する方 | <p>○災害に強い都市への再生を具現化するため、市街地開発事業等により、道路の拡幅、公園や広場等のオープンスペースの確保、災害時の拠点機能の実装等を実施する必要がある。<br/>上記記載文の中に、2か所下線部分を追加することで、良好な地域環境の維持とより多くの災害拠点の確保を図ってほしい。</p> <p>【変更案】</p> <p>○災害に強い都市への再生を具現化するため、当該対象地域の状況・環境等に留意し、市街地開発事業等により、道路の拡幅、公園や広場等のオープンスペースの確保、既存の公開空地等も活用し、災害時の拠点機能の実装等を実施する必要がある。</p>   | <p>市街地開発事業等を進めていくにあたっては、当該対象地域の個別の状況、環境、その他必要な事項に留意しながら取り組んでおります。<br/>いただいた具体的なご意見・ご提案については、災害時の拠点機能の確保の観点から、関係所管と情報を共有させていただきます。</p>                              |
| 11 | P20 | 第3章 脆弱性の評価<br>8-4 インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態               | 1.区内に住所を有する方 | <p>街路樹による被害の想定と対策<br/>「電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりすることで起こる人的被害やライフラインの遮断等の危険」や「地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞」を挙げているが、街路樹（歩道上の樹木）の倒壊による被害に関しては触れられていない。街路樹は、根張も弱く、地震・強風により倒れやすいため、次の危険性が考えられる。<br/>・倒木により人や車への被害が生じる危険性がある。<br/>・倒木による道路閉塞で緊急時の車両等の移動障害が生じる。<br/>・倒木による被害は樹高の高い樹種ほど大きくなりやすい。<br/>街路樹は樹木医の定期的な診断により枯死や異常の有無を調査し、倒木の危険性があれば、適宜伐採か、適当な樹高の樹種や倒れにくい樹種に植替え等の対策を講じ、付記していただきたい。</p>   | <p>街路樹を含めた道路の維持管理等については、p.22「道路・橋梁の耐震補強・補修等」やp.23「市街地再開発事業の推進」といった事業の中で対応を行っております。<br/>いただいた具体的なご意見・ご提案については、関係所管と情報を共有させていただきます。</p>                              |

| NO | 頁   | 該当箇所   | 意見提出者の区分    | 意見概要  | 区の考え方   |
|----|-----|--|-------------|---|---|
| 12 | P10 | 第3章 脆弱性の評価<br>1-1 建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生       | (NO. 11に同じ) | 歩道の拡幅整備<br>「市街地開発事業等により、道路の拡幅、公園や広場等のオープンスペースの確保」が挙げられているが、具体的に「歩道の拡幅整備」も必要である。神田警察通りを例にとると、歩道が狭いうえに街路樹が植えられており、通常時でも二人並んでの歩行、雨天時に傘を広げてのすれ違い、車椅子やベビーカーの通行や、ベビーカーを押す母親に手を繋がれた幼児の通行にも危険が伴っている。特に、緊急時には、歩道上を人が錯綜し、パニック状態になることも予想されるので、歩道の拡幅整備、バリアフリー化を早め実施する必要がある。計画では、「道路の拡幅」という言葉に含まれているとの解釈もできるが、「歩道の拡幅・整備」という観点での具体的な表記をお願いしたい。  | 街路樹を含めた道路の維持管理等については、p. 22「道路・橋梁の耐震補強・補修等」やp. 23「市街地再開発事業の推進」といった事業の中で対応を行っております。いただいた具体的なご意見・ご提案については、関係所管と情報を共有させていただきます。 |
| 13 | P10 | 第3章 脆弱性の評価<br>1-1 建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生       | (NO. 11に同じ) | 歩道の照明の確保<br>夜間には、神田警察通りを例にとると、通常でも歩道が暗く、さらに街路樹が繁茂する期間は道路照明が遮蔽されてしまい、一段と暗くなってしまいます。歩道が狭い故に普段でも危険であるにもかかわらず、夜間は危険性が増加し、通常の安全な歩行空間の確保に程遠くどころか、治安・防犯上の問題が懸念される。歩道を早めに拡幅整備すると同時に、照明を整え明るい空間を確保しておく必要がある。さらに、地震時でも倒壊しない照明や停電時でも点灯している照明の確保が必要と思われる。加えて、道路照明を遮蔽してしまう街路樹に関し、剪定の頻度増、撤去や樹高の低いものへの植替えをお願いしたい。  | 街路樹を含めた道路の維持管理等については、p. 22「道路・橋梁の耐震補強・補修等」やp. 23「市街地再開発事業の推進」といった事業の中で対応を行っております。いただいた具体的なご意見・ご提案については、関係所管と情報を共有させていただきます。 |
| 14 | P25 | 第4章 強靱化に向けた取組<br>1-3 異常気象による長期的な浸水・洪水による死傷者の発生 | (NO. 11に同じ) | ○雨水流出抑制施設の指導<br>「異常気象等による長期的な浸水・洪水による死傷者の発生」に対して、「大雨洪水による被害を未然に防ぐため、(中略)浸透ます及び雨水ますの清掃などを必要に応じて行う。」とあるが、重要性や危険性をもう少し踏みこんで、対応を考える必要がある。落葉の季節は、イチヨウやプラタナスの街路樹は落葉が著しく多く、特に、イチヨウの落葉は通常時の歩行でも滑りやすく、緊急時避難と重なった場合には極めて危険である。区による道路清掃も見られるが、多くは、沿道住民、ビル管理者が清掃を行っている。これらの対応策として、「必要に応じて」という総花的な対応でなく、道路清掃頻度を上げていただきたい。また、落葉が多い街路樹は順次落葉しにくい樹木への植替えや、剪定頻度の増加、間引き等を行う必要もあると思われる。           | 街路樹を含めた道路の維持管理等については、p. 22「道路・橋梁の耐震補強・補修等」やp. 23「市街地再開発事業の推進」といった事業の中で対応を行っております。いただいた具体的なご意見・ご提案については、関係所管と情報を共有させていただきます。 |
| 15 | P25 | 第4章 強靱化に向けた取組<br>1-3 異常気象による長期的な浸水・洪水による死傷者の発生 | (NO. 11に同じ) | ○河川の維持管理<br>護岸の安全性について<br>現在、日本橋川の護岸形状は、右岸側は石垣を積上げた重力式護岸の部分があり、左岸側は概ね一貫した鉄筋コンクリートの直立式護岸になっている。「大雨洪水による被害を未然に防ぐため、毎年、日本橋川・神田川の護岸等の点検を行い傷んだ箇所を補修を行う…」との表記があるが、下記事項に関しても調査が必要と思われる。<br>・石積護岸に対して<br>石積護岸は文化財の扱いもあり、残されているのかもしれないが、そのままの形で残すことに関しては、安全のため地震時における石積みの崩壊などの災害が起きない手段を講じておく必要がある。<br>・鉄筋コンクリート護岸に対して<br>耐震性を考慮した新設計基準への適合性を見直しを行い、適合しない場合には設計の見直しを行い、見合った補強を施す必要がある。 | 区として、護岸の点検・簡易な補修を行っておりますが、護岸の改修・整備については、東京都の所管となります。いただいた具体的なご意見・ご提案については、関係所管と情報を共有させていただきます。                              |

| NO | 頁          | 該当箇所   | 意見提出者の区分              | 意見概要  | 区の考え方  |
|----|------------|--|-----------------------|---|--|
| 16 | P25        | 第4章 強靱化に向けた取組<br>1-3 異常気象による長期的な浸水・洪水による死傷者の発生 | (NO. 11に同じ)           | <p>○河川の維持管理<br/>災害時の防災船着場の安全性及び橋や護岸の安全性の確保について<br/>実際の災害有事の際に防災船着場が有用なのか、下記の疑問が残る。<br/>主な疑問点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビルが倒壊するような規模の地震の場合、橋や護岸も崩れる可能性もある。</li> <li>・橋や護岸も崩れていなくても、船の航行（回数、往復）が川幅、橋下空間の制限を受け、船も小規模になり、十分に効果を発揮できるのか。</li> <li>・日本橋川、神田川は隅田川からの流入部には水門がないので、高潮や津波の遡上に対して、区内3か所（和泉橋、区役所裏、新三崎橋）の防災船着場の安全性が確保されているか。</li> <li>・高潮や津波の遡上時に防災船が無事防災船着場に到達できるのか、また、人が船着き場に近付けるのか。</li> </ul> <p>以上より、本計画案でも触れられているが、防災船の航行を確保することに対しての防災船着場、橋梁、護岸の安全性の確保を重ねて願います。</p> | <p>防災船着場は、地震等により陸路が塞がっている場合に、人員や物資を水路で輸送するために活用すること等を想定しており、高潮や地震直後の津波が予想される際に使用することは想定しておりません。いただいた具体的なご意見・ご提案については、防災船着場等の維持管理の観点から、関係所管と情報を共有させていただきます。</p>           |
| 17 | P11<br>P24 | 1-2 市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生      | 3. 区内の事務所または事業所に勤務する方 | <p>千代田区は高層ビルが多いこともあり、人の密集度が高いエリアであると思う。<br/>そのため、災害発生時にスムーズに避難や待機ができるよう、公園の増設や、高層ビルの高層階建設の停止を希望する。<br/>特に高層階建設廃止については、テレワークなどの広まりにより東京一極集中の時代が終わりつつある中、需要も薄れてきていると思われるからである。</p>  | <p>いただいた具体的なご意見・ご提案については、関係所管と情報を共有させていただきます。</p>  |
| 18 | その他        |  | 1. 区内に住所を有する方         | <p>計画（素案）を拝見していて、「対応策」や「対応予定時期」がないのが気になる。<br/>これらはいつ頃までに作成される予定なのか。</p>   | <p>各対応策は、「強靱化に向けた取組」としてp. 22以降に記載しております。また、取組内容は各所管の分野別計画等の事業に紐づけられており、各計画等の中で進捗管理がなされるものとなります。<br/>なお、本計画は、今後の社会経済状況の変化や、国や都などの国土強靱化に関する施策の進捗状況を考慮し、適宜見直しを検討して参ります。</p> |